

第2回 漁業地域の防災対策検討会を開催

災害ガイドラインの改定案で議論

（財）漁港漁場漁村技術研究所等は、水産からけだま、生産の観点から委託を受け、平成24年2月20日午前10時から水産庁中央会議室において「東日本大震災を踏まえた漁業地域の防災対策検討会」（座長・長野章）を立ち上げて、未来大学名誉教授の第2回会合を開催した。

第2回検討会では、東日本大震災の被災地および今後発生が予想される東海、東南海・南海地震等により甚大な被害が生じおそれのある地域における防災・減災対策に関する調査点検の中間報告とその結果等を踏まえ、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」の改訂案について議論がなされた。

ガイドライン修正の主なポイントはそのとおりとなっている。

まず、全体に関する主な修正ポイントは次の通りである。

①対象津波
計画、設計にどのような津波を対象とするのかといった昨今の議論踏まえ、2つのレベルの津波（最大クラスの津波）と「発生頻度の高い津波」を想定した防災対策に関する記述を追加

②各地設の耐震化
各地設（漁港施設等）の耐震化に加え、耐震化についても追加

③漁業地域の生産機能
漁業地域における「水産物流通機能の確保」に加え、生産の観点も踏まえ、「水産物生産・流通機能」の確保に修正となっている。

次に、個別事項に関する修正ポイントには次の通りである。

①避難行動ルル
これまでの徒歩による避難という考え方を踏襲。今般の避難状況等を踏まえ、「津波でんでんこ」の考え方の徹底について追加。海域に避難している漁船戻り条件について追加

②車での避難
徒歩を原則とするなかで、やむを得ず自動車等による避難の可能性を検討する場合の要案について再整理

③漁港における避難
地理的要素等を踏まえ、漁港の避難ハターンを整理

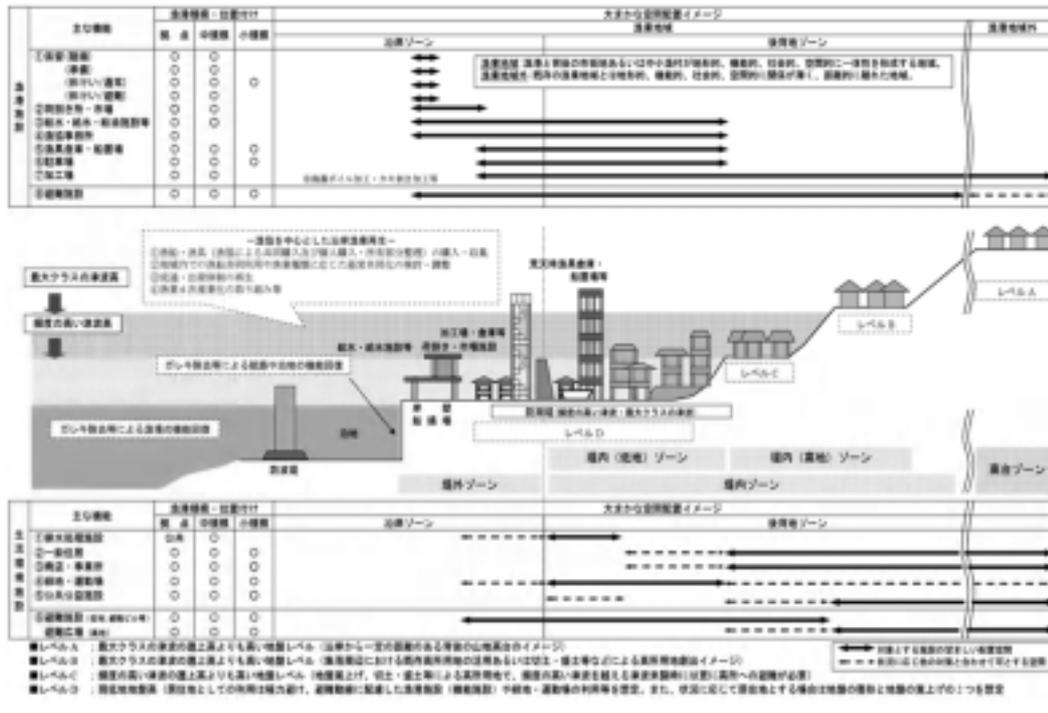
④集落再編、土地利用
漁業地域における「土地利用の適正化」による災害の防止の項目を追加し、集落再編、土地利用の考え方について記述（図参照）

⑤広域間ネットワーク
今般の水産物流通機能の影響及び陸揚げの実態等を勘案し、「広域間ネットワーク」を追加

⑥漂流物対策
今般の被災を踏まえ、漂流物の実態や対策等について具体的に追加

⑦地域の生活・コミュニティの維持

「土地利用の適正化による災害の防止」のイメージ



「漁港・漁村の防災力のユニティの継続」の対応
踏まえ、事業継続計画（BCP）の観点、項目を追加
「水産物の生産・流通機能の確保」のためのBCP
今般の水産物生産・流通機能に係る被害状況や地域に与えた影響等を踏まえ、事業継続計画（BCP）の観点、項目を追加
「水産物の生産・流通機能の確保」のためのBCP
今般の水産物生産・流通機能に係る被害状況や地域に与えた影響等を踏まえ、事業継続計画（BCP）の観点、項目を追加

⑧水産物の生産・流通機能の確保
⑨災害復旧・復興のP
DCA
復興計画の策定にあたって、P DCAの考え方
を踏まえ、事業継続計画（BCP）の観点、項目を追加

平成24年度第1回配分地区募集

災害対策等緊急事業推進費

国土交通省

改訂案に対し次の意見が出された。
①一つの津波レベルについて、一般的な議論と合わせて、水産業はどのような対処していくのかを付け加えるべきである

②ガイドラインに記載されている事項について、実施する主体をきめるだけ明確にするべきである
③災害時における女性の役割を追究すべきである

④漁業に関する来訪者、特約客、観光客などへの安全の確保方策について最低限の取り組みを示すことなどないか
⑤今回の震災を役立たしラジオや懐中電灯の活用

用について盛り込むべきではないか
⑥災害時の救急医療に関する事項を追加すべきではないか
今後、ガイドラインの改定案については、第2回検討会における委員の

意見や被災地等の防災・減災対策に関する調査点検の最終結果を踏まえ、平成24年3月10日の第3回検討会（再度議論）し、年度内に最終案をまとめる予定である。

国土交通省では、「災害対策等緊急事業推進費」の第1回配分地区の募集を開始します。募集期間は4月2日（月）から5月9日（火）までです。今年度も昨年と同様に3回の配分を行う予定です。

災害対策等緊急事業推進費は、平成18年に新潟県中越地震や10個の台風が上陸する等、自然災害が多発発生したことを受け、被災地域における対策を機動的に実施する経費として平成17年度に創設されました。

これまでの7年間において約860億円（国費）5,000件を超える配分を行っています。本推進費は、年度途中であっても迅速に再度災害防止対策を行うための

予算を配分し、住民や利用者の安全・安心の確保を図る制度として国土交通省国土政策局が所管しています。

本制度のポイントには次のとおりです。

①各省所管の幅広い分野の公共事業を対象に再度災害の防止対策を実施

②災害復旧事業による原形回復に併せて、施設等の防災機能の強化・向上を図ることが可能

③自然災害を受けた地域において、公共土木施設自体の被害が無い場合でも防災機能の強化・向上を図ることが可能

④他地域での被災を契機として、災害防止対策を未被災地で実施することが可能

⑤年度途中に予算を配分し、3回の配分を予定※平成24年度配分スケジュール案参照

⑥国庫補助率及び地方財政措置は、本推進費を使用している各対象事業で定められた率や内容と同様

⑦必要に応じて対策工事に係る用地費や補償費や測量設計費も対象

⑧年度内予算執行が基本であるが、明許繰越も可能

・平成24年度の予算案は、国費で213億円で、なっており、配分スケジュール案は次のとおりです。

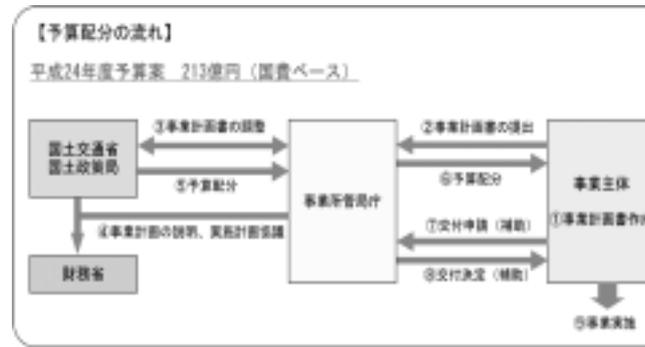
第1回募集期間：4月2日～5月6日、配分予定時期：6月下旬

第2回募集期間：5月10日～7月下旬、配分予定時期：9月下旬

第3回募集期間：8月上旬～9月下旬、配分予定時期：11月上旬

本制度の要件は、「住民の安全・安心の確保に資する対策であり、かつ、民の安全・安心の確保に資する対策である」という観点から、自然現象（2時間間隔が80分以上の降雨、又は1時間雨量が20mm以上の降雨等）により生ずる災害」となっています。

予算配分の流れは別図の通りです。本推進費の予算は、当初予算編成の段階では支出先の予算科目を定める（日未定経費として一括計上され、年度途中に発生した自然災害等を受け、都道府県等の事業主体が一災害対策緊急事業計画書（様式3枚）を作成し、当該事業の所管官庁を通じて国土政策局に提出します。この事業計画書に基づいて、財務省と協議を行い、配分決定の後、各事業の所管官庁に対し予算の移替等による配分が完了します。配分後は事業制度に準じて執行していただきます。



この制度に関する質問・ご相談等については、左記窓口までお問い合わせください。

また、国土交通省ホームページでも、詳しい情報掲載していますので、ご覧願います。

（念）国土交通省国土政策局区域地方政策課調整室（直通）TEL03-6606-0600
http://www.mlit.go.jp/kokudousesaku/kokudokeikaku_k4_000002.html

